

城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について

——羽州大石田二藤部家との古手類取引を中心として——

三 浦 俊 明

はじめに

近世の庶民は木綿を主要な衣料としていた。しかし常に木綿の新品を下ろして着用していたわけではない。他人が着古したままの古衣、あるいはそれを解いて洗張り、改めて縫製仕直したもの、または解いた衿や袖等の部分をそのまま継接ぎした古着などを着用することが多かつたと思われる⁽¹⁾。このような古手類を扱う商売が古手業であり、それは近世前期から多数存在していたようである。たとえば小稿の対象地域でもある城下町姫路（以下、当時の姫路藩城下町の総称であった姫路町と記す）でもすでに慶長一八年（一六一三）正月の本町沾券運判状⁽²⁾に「ふるてや了慶」といった古手業の存在を思わせるような記載があり、また万治三年（一六六〇）霜月の「堅町地子銀帳」⁽³⁾にも古手屋吉右衛門名義の屋敷が存在していた。その後の宝曆十年（一七六〇）の覚書⁽⁴⁾にも「一、古手、代銀凡百拾貫目、古手屋拾五軒」とあって、姫路町中での古手業の繁盛ぶりを暗示している。一方、全国の中央市場となる大坂でもすでに正保二年（一六四五）四月十七日付の通達に「一、只今之古手屋吟味仕、慥成者斗五人組ニ入可申候」⁽⁵⁾とあり、近世前期から古手業が存在していたことを示している。

このような古手業は近世後期になると、ますます発展し、播州姫路や大坂あるいは近江の各商人達によって大坂古手とか播州古手と称する古手類が東北地方に盛んに販売されていた⁽⁶⁾。その中で私は、姫路藩国産木綿問屋奈良屋権兵衛と羽州村山郡大石田の二藤部兵右衛門との間で行われていた古手類取引の形態を究明したが、そこでは古手類の種類、その販売傾向、あるいは近江商人との関係といった古手業の特徴等については不明な点を多々残していた。だが幸いその際、使用した二藤部家文書⁽⁷⁾の中には、二藤部と、奈良屋以外の古手業者であった姫路町の表屋庄左衛門との取引関係史料があるので、小稿では主としてそれを用いて前稿の不十分な点を補つておきたい。

一 表屋庄左衛門と古手類

二藤部家文書の中には、たとえば文政一三年（一八三〇）六月に姫路の表屋庄左衛門が最上大石田の二藤部兵右衛門とその分家である藤屋兵藏⁽⁸⁾宛に差し出した「[に]印古手仕切帳」といった類の帳簿が多数残されている。小稿はこのような帳簿の検討作業を基礎にしているのだが、それに入る前にまず姫路町の表屋庄左衛門について若干説明しておこう。

山形市宮町にある両所宮は、近世では山形北郷の総鎮守として崇められていた。この神社の境内に、嘉永三年（一八五〇）五月に「五穀成就通船安全」を祈願した一対の狛犬が奉納されている。この狛犬の台座の側面には世話人と寄付者名が刻まれており⁽⁹⁾、その内、拝殿に向かって右侧の狛犬の台座に、奈良屋権兵衛と表屋庄左衛門の名前を辛うじて判読することができる。これを見ても右の両家が山形地方の商人と商取引を行っていたことを窺うことができる。

小稿はこの内の表屋について考察するのだが、表屋の詳細な由緒は現時点では不明だが、万延元年（一八六〇）六

月に元塙町・綿町・本町の町年寄達が姫路町大年寄宛に提出した嘆願書⁽¹⁰⁾の中には、荻田七兵衛と共に表屋庄左衛門が本町の年寄として連名している。これをみると表屋庄左衛門は本町に屋敷を持つそれ相当の由緒を持った家のようである。宝暦元年（一七五一）前後の作製と思われる「姫路本町絵図」⁽¹¹⁾によると、本町の北側の東から七番目に、表地口二間三尺、裏行一九間の屋敷がみえ、そこに庄左衛門と記されている。この屋敷の前の道路を挟んだ南側には、表地口三六間三尺三寸、裏行一八間三尺という地子諸役免許の広大な屋敷が東に向けて広がっている。これが姫路町人の頭ともいわれ、姫路町の大年寄役を務めた国府寺次郎左衛門の屋敷であった。もし右の庄左衛門の屋敷が古手業表屋のそれであるならば、表屋は姫路町きっての大町人の屋敷の前で古手業を開業していったことになる。

以上の ような表屋が取り扱った古手類の具体的品名とその種類が、たとえばこの節の冒頭に示した文政一三年の「に印古手仕切帳」等をみるとわかる。この帳面から主な品名を拾い出してみると、下綿入・中上綿入・脣給・下脣給・脣小面才・中下布段・脣布段皮・中夜着・下解・中解・中浅黄解・中上紺解・上嶋解等がある。これらをみれば古手類には「解」という文字で表現された解き物と、いわゆる古手（古着）とがあり、さらにそれぞれに上・中・下・下々といったランク付けがなされていたこともわかる。次に示す表1は、こうした古手類の種類を、右の文政一三年に加えて弘化二年（一八四五）と嘉永元年（一八四八）の同種の帳簿からも抜きだし、それらからランク付けの表現を区別して、それぞれに読み方を付し、ついでに単価も表示したものである。これによると1～23番までが古手、それ以下が解き物となる。それぞれの具体的形態は、読み方をみればおおよそ見当はつくのだが、中には、抜手綿・小面才・メ手綿といった品種のように、その読み方と共にその用途もよくわからないものもあり、これらの究明は今後の大きな課題である。品質は、元来が古手類ということもあって大部分が中上以下のものであり、一枚当たりの価格も品質に応じたものになっている。

表屋は、以上のような古手類を羽州最上大石田の二藤部をはじめとして、主として東北地方へ販売していた。従つ

表1 古手類の種類と名称

NO.	古手類とその読み方	品 等	枚単価(匁)	典拠記号
1	男女帯・だんじょおび	中・下・下々		弘・嘉
2	男女取合帯・だんじょとりあわせおび	下・下々・屑		文
3	道服・どうふく	中・下・屑	2.3~ 6.5	文
4	取合・とりあわせ	下		弘
5	抜手綿・ぬきてわた	中・下		嘉
6	袴・はかま	屑		弘・嘉
7	羽・はね	中・下	1.7	文
8	半天・はんてん	中下・下・下々	3.2~ 7.3	文・弘・嘉
9	布段・ふとん	中上・中・下・下々・屑	9.3~14.6	文・弘
10	布段皮・ふとんがわ	中上・中上	1.6~10.5	文・弘・嘉
11	夜着・よぎ	中々・下中・下	4.5~ 6.1	文
12	浴・よく(ゆかたか)	中上・下・下々	5.2~13.6	文・弘・嘉
13	綿入・わたいれ	屑	1.5	嘉
14	大屑・だいくず	下中・下・下々	4.8~10.8	文・弘
15	袷・あわせ	中上・中・下	7.6~ 8.1	文・弘
16	袷羽織・あわせはおり	中・下	6.8~ 9.3	弘・嘉
17	袷半天・あわせはんてん			文
18	絹帯袴地・きぬおびはかまじ	中上・中・下・下々	3.3~12.9	文
19	屑袷・くずあわせ	下・下々・下屑・屑	0.9~ 4.3	文・弘・嘉
20	小面才・こめんざい	中・下中		弘
21	メ手綿・しめてわた	中・下・下々	1.5~ 3.3	文・弘
22	襦袢・じゅばん	中上		嘉
23	紺紋付袷・こんもんつきあわせ	中上・中・下・下々・屑・大屑	1.0~ 5.7	文・弘・嘉
24	解・とき	中上	6.7	文
25	紺解・こんとき		10.3	弘
26	紺織解・こんおりとき	中上・中・下	3.1~ 5.1	文・弘・嘉
27	浅黄解・あさぎとき	上・中上・中・下	4.1~ 7.9	文・嘉
28	島解・しまとき	中	7.7	嘉
29	無色解・むしょくとき			

<注>典拠記号は、文=文政13年6月、弘=弘化2年5・6月、嘉=嘉永元年6月となる。この表は上記のそれぞれの年次に表屋庄左衛門が二藤部家宛に送付した「古手仕切帳」をもとに作成した。

表2 中井家仙台店の大坂古手仕入の動向

年度	仕入れの全体			左の内表屋より		B/A×100
	仕入先問屋数	箇数	A仕入銀高(匁)	箇数	B仕入銀高(匁)	
文政5	10	347	103031.25	36	13454.36	13.0
6	11	528	156009.65	37	11321.88	7.2
7	9	527	150900.57	28	8818.65	5.8
8	9	488	156546.25	19	7920.36	5.0
9	10	435	135389.25	18	4656.89	3.4
10	9	461	148745.20	34	11718.27	7.8
合計	38	2786	850622.17	172	57890.41	6.8

<注>文政4～10年、中井家仙台店「店卸帳」(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵)より作成。

て同様の商いをしていた奈良屋・権兵衛とは競合することが多く、そのためには表屋は積極的な販売方法をとることもあり、それがまた表屋古手業の特徴ともなった。そこで次節ではこの点を紹介しながら、表屋の経営方法についてみていくこととする。

二 近江商人との関係

近世の代表的な近江商人として近江国蒲生郡日野出身の中井家がある。この中井家は古手・縹綿・綿織物・薬種・油といった商品を上方や中部地方から仕入れて、近世後期にはこれらを奥羽地方の支店である仙台店や天童店へも送っていた。その中の仙台店における古手類の場合をみると、大坂・伊勢あるいは江戸の古手問屋から買入っているが、大坂の問屋の中に表屋庄左衛門の名前かみえる。おそらくこれは前述の姫路の表屋が大坂古手を仙台店に送つていたために、大坂問屋の中に含められたものと考えられるが、これによつて表屋が近江商人中井家と繋がりを持つていたことがわかる。表2は文政五年(一八二二)から同一〇年(一八二七)にかけての中井家仙台店における大坂古手仕入の動向を示したものである。これによると仙台店では毎年一〇軒前後の古手問屋から四～五〇〇箇、その銀高にして一四〇～一五〇匁程度の大坂古手を仕入れており、その内のおよそ五～七パーセントは

姫路の表屋庄左衛門から買入入れていたことがわかる。

このように表屋は、中井家のようない日野出身の近江商人と古手類の仕入関係を持つていたが、他方では、神崎郡五個荘出身の塚本家³³を買次ぎとして大石田の二藤部家等とも取引関係を有していた。そのために姫路の国産木綿問屋奈良屋権兵衛とは古手類取引をめぐって競合していた。そこで左に奈良屋権兵衛・同彦兵衛が文政元年（一八一八）七月二七日付けで二藤部兵右衛門・同兵三郎宛に宛た書状の内から奈良屋と表屋の古手類取引に関する部分をA～Cに分けて掲げ、それぞれに基づいて奈良屋との競合関係を含む表屋の古手商いの特徴を考察してみることにする。

A、是迄御聞およひも被遊候哉、尾花沢久・吉・万・³⁴元其外楯岡表東根辺へも少しつ、ニ者御座候得とも江州川並塚本源右衛門様御買次ニ而拙家より余程御荷物差下し申候、然ル所今年も不相變右御家様方より御注文被仰付、塚本氏御引請ニ而御荷高七拾箇余差下し申候、尊家様より当年古手類御壳渡し被遊候節者、何卒御引合御覽可被下候、御内々之義ニ御座候得とも急度其功相分り可申と奉存候、尤表庄仕入古手も失張塚本氏御引請ニ御座候B、右塚本氏仕入方之義ハ内証ニ而五歩之仕かけニ仕入仕候、此義も先年より何方様へも内証歩引之義御断申上候ニ付、塚本氏へも其段相断、一兩年御注文歩引なしニ而相勤候得とも無拠御同家段々御地辺金子取立方六ヶ敷相成候ニ付、是悲（非）歩引ニ而相勤候様御頼ニ付、兩三年已前より右仕方ニ而御用向承り申候、定而表庄方とても右歩引仕候趣ニ相聞ヘ申候

C、明年より於尊家様ニ自然御買次御仕入被遊候得ハ不相變拙者方へ被仰付被下度、此段偏ニ奉頼上候、且表庄仕入古手、拙者方仕入古手代呂物克々御見くらへ被遊被下度、当国ニ而仕入方場所古手之出筋過半之地生、別而中わた姓（性）合大ニ相違之場所御座候、然ル所表庄方ニハ兎角見場宜敷、姓合不宜候とも場（羽）尺之代呂物勝ニ買入申候、兼而被仰付候通、場尺宜敷處ハ拙家ニ而も旧来承知仕候得とも中わた并毛綿之姓（性）來不宜場所之古手者、成丈差控差上申候、其儀ハ於御地も綿入類又ハ拾ニ而も御解被遊候ヘハ急度相分り可申候、是等義も打明ケ申

上候間、明年より其御地御捌ケ方ニ而、姓合不宜候とも見揚克キ物御望被遊候得ハ隨分其類相調へ差上可申候、先年より拙家御得意先キハ尊家様始兎角綿厚く地姓(性)宜敷品御望被遊候ニ付、其場所之代呂物勝ニ取斗仕候

A～Cのそれぞれの要点はおよそ次のようになる。まずAは、奈良屋は尾花沢・楯岡表・東根辺の在方商人へ近江国川並の塙本源右衛門¹⁴の買次(引請)によつてかなりの荷物を下してゐたが、今年も同様にして七〇箇余の荷物を下した。けれども二藤部家がそれを販売する際には奈良屋が直接送つてゐた品とよく見比べてほしい。そうすれば奈良屋の送る品物の質のよさが判ると思う。もつとも尾花沢の商人達が表屋庄左衛門から仕入れた品物も塙本氏の買次によるものである、となる。これによれば奈良屋自信も塙本氏から買次いではいるもののその品質は悪い。だから塙本氏の買次に依存している表屋の古手類は質が悪いことを暗に指摘しているのである。次にBは、諸商人が塙本氏から古手類を仕入れると内証で五歩の歩引きをしてくれる。これについても先年から買入人が誰であろうと内証で歩引きすることを断つており、もちろん塙本氏にも断つていた。そのため一～二年は歩引きなしの注文を受けてきたが、塙本氏が尾花沢およびその近辺からの代金取立が困難になるので是非歩引きを認めてほしいというので、やむおえずここ二～三年前から歩引きを行つてゐる。明らかに表屋でも歩引きを実施しているからだと思う、となり、表屋の歩引き商法を暗に非難している。最後のCは、二藤部家が明年より買次による仕入をするならば、前々通り奈良屋へ命じてほしい。表屋から仕入れた古手と当家のそれとをよく見比べてみればわかる。なにしろ奈良屋の古手類仕入の場所は、大半が姫路藩領内であり、ここの中綿(綿入れ類のこと)は特別に良質である。ところが表屋は悪質の古手類でも「場(羽)尺之代呂物勝」すなわち大人の羽織一枚を仕立てるのに必要な反物の長さと幅を有するものとして買入れることが多い。奈良屋ではそのようなことはせず、中綿でも毛綿でも質の落ちるものは避けている。そのことは二藤部家が当地で綿入類や衿を解いてみればすぐわかることがある。明年から、ご当地での販売方法に関して、たとえ悪質でも見映のする品を望むと、いうのなら、それを十分に調達する。しかし先年から二藤部家をはじめとする

奈良屋の得意先は「綿厚く地姓（性）宜敷品」を望まれるので、姫路藩領内の良質の品物が多くなるように取り計らっている、とする。ここでも奈良屋の古手類の方が表屋のそれより良質なので、二藤部家に対しても奈良屋との取引の継続を願っている。

以上の要約によつて奈良屋権兵衛と表屋庄左衛門による古手類取引上の競合関係がわかり、それによつて奈良屋と対比しながら表屋の古手類販売方法の特徴を知ることができ。以下その点を整理しておこう。まず第一は、表屋も奈良屋も共に近江国の五個荘商人の買次ぎすなわち古手類の集荷と販売能力に依存しながら、大石田の二藤部家や出羽国の大花沢方面の在方商人へ古手類を販売していたこと。第二は、その中でどちらかといえば奈良屋が播州古手に固執していたのに対し、表屋の方は近江商人の買次ぎ機能に頼り、大坂をはじめ各地から大量の古手類を集めて東北地方の市場拡大を計っていたこと。この点は前述したように大坂古手を中井家仙台店に販売していたことや、また値引き等にも積極的であった点にも現れている。第三は、その点、奈良屋の方は、文化七年（一八一〇）から文政四年（一八二二）にかけて実施された姫路藩木綿専売制を支えた木綿江戸積仲間の一員でもあった関係上⁽⁶⁾、姫路藩領内から集荷した播州古手の販売に力を入れていた。もつともこの書状の中で奈良屋は播州古手が良質であることを強調しているが、大坂古手の方が播州古手より高価であつたこともあり⁽⁶⁾、古手類の種類や時期によつても相違があり、一概にどちらが良質であったとは断定できない。

三 古手類の売上銀高

ここでは、姫路の表屋庄左衛門の羽州最上大石田の二藤部に対する古手類の年間売上銀高と、売上品の種類を究明し、その結果を奈良屋のそれと比較してみることにする。

一節の冒頭に記した文政一三年（一八三〇）「[印古手仕切帳]」^④の最初の一部分を示すと

四印仕切 三双掛 三歩入

三番 壱番

一、札合百九拾貳匁壹分九リン 下綿入十枚 一、同 百壹匁三分五リン 脣拾十枚（以下、五筆分を省略）

メ 壱匁三百五拾五匁三分一リン メ七束入（以下、貳番より貳拾壹番迄と、それ以後の記載を省略）

となる。このように右の仕切帳には一番から二一番に分けて、表屋の二藤部に対する古手類の売上数量とその請求銀高が記されている。この番号はおそらく梱包した荷物を船積みする際に付したものと思われる。二一番以後には札合銀高の正味銀高への換算高や値引銀高等が記されている。右の史料中にもみえる札合銀とは、姫路藩の藩札による銀高を示し、これを領外で通用する正味銀に換算するためには「三双掛」すなわち札合銀高に三分の一を掛けて算出している。また同様に「三歩入」とは古手類一枚当たりの値引率をさしている。以上のような記載内容を持つ仕切帳の全体を整理したのが表3であり、さらに比較の必要上、同種の弘化二年（一八四五）の帳面^⑤も同様に整理をして表4とした。この両表は共に古手類を一応、いわゆる古手（古着）と解き物に区分して集計したので、まず表屋のそれぞれについての売上傾向を明らかにし、次いで表屋の二藤部に対する年間の売上銀高を確認する。そして最後にそれを奈良屋権兵衛のそれと比較した上で、古手業表屋の経営規模を推測してみることにする。

最初に表3から表屋による売上正味銀高が比較的多額の主な古手を挙げてみると、夜着の約銀七八〇匁、綿入の約五六〇匁、布段皮（ふとんがわ）の約五〇〇匁、絹帯袴地の約四〇〇匁と脣給の約三九〇匁（但し給の約二二五匁を加算すると、およそ銀六一五匁となる）等となる。品質は中上から脣に至るまで様々である。同様にして表4をみると、綿入の約銀三貫三四〇匁、小面才の約六一〇匁、布段皮の約五七〇匁、男女帯取合の四六〇匁と、それに給の約四六〇匁等となる。小面才の内容は不明だが、以上のように両表をみると、綿入・布段皮・帯類とそれに給といつ

表3 古手類の販売銀高と販売量

文政13年

品名	品等	札合銀高(匁)	正味銀高(匁)	枚数	正味銀単価(匁)
脣衿	中上～下々	1162.50	387.50	60	3.1～12.9
衿	下～下々	673.89	224.63	40	4.7～6.4
衿羽織	中	228.00	76.00	10	7.6
衿羽織	中上	390.00	130.00	(包1つ)15	
綿入	下～下々	1678.43	559.47	80	5.0～13.1
布段	中下～下々	863.63	287.87	24	9.3～14.6
布段皮	中上～脣	1488.60	496.20	160	1.6～5.0
浴	中々～下	685.66	228.55	45	4.5～6.1
小面才	下～脣	885.04	295.01	140	0.9～3.1
襦袢	中～下々	427.40	142.46	60	1.5～3.3
半天	中・下	238.80	79.60	20	3.2～4.7
道服	中・下	356.70	118.90	20	5.3～6.5
道	脣	342.00	114.00	50	2.2～2.3
羽	脣	284.70	94.90	60	1.4～1.7
男女取合帶	下～脣	312.60	104.20	(60筋)	
綿帯袴地		1213.60	404.53	(28品)	
夜着	中～中上	2331.10	777.70	(包8つ)14	
小計		13562.65	4521.52	798	5.8
紺解	中上	2003.70	667.90	100	6.3～6.8
島解	上～中	1659.60	553.20	100	4.0～7.9
浅黄解	中上～下	1896.60	632.20	180	3.0～5.0
解	中～下々	2435.70	811.90	220	2.0～2.9
肩解	脣	1526.70	508.90	300	1.6～1.7
大肩解	大脣	865.50	288.50	280	0.9～1.0
小計		10387.80	3462.60	1180	2.9
合計		23950.45 (23962.97)	7984.12	1978	

<注>文政13年6月、表屋庄左衛門「印古手仕切帳」より作成。正味銀高とは札合銀高を3で除した数である。合計欄の()内は史料に記されている数値。

た古手、さらには夜着のような綿入れの夜具類が多く販売されていたことがわかる。畿内に比べて、とくに冬季の寒気が厳しい東北地方の庶民にとって、これらの古手は必需品であったものと思われる。次にそれらの相場についてみよう。古手の相場は文政一三年(一八三〇)から弘化二年(一八四五)迄のわずか一年余の間にかなり高騰しており、とくに下等の古手ほど値上げが目立つ傾向にある。たとえば衿は一枚当たり銀四・七匁が八・四匁、綿入は、

表4 古手類の販売銀高と販売量

弘化2年

品名	品等	札合銀高(匁)	正味銀高(匁)	枚数	正味銀単価(匁)
衿	下～下中	1378.40	459.46	45	8.4～11.4
衿羽織	下	245.60	81.86	10	8.1
綿入	下～下々	10002.80	3334.26	250	10.5～14.6
蒲段	下～下々	1364.00	54.66	(20組)	19.4～26.0
布段皮	中上～脣	1708.40	569.46	120	2.3～10.5
小面才	下～脣	1828.00	609.73	180	2.5～4.3
襦袢	下	591.20	197.06	60	3.2～3.3
半天	下	441.20	147.06	20	6.7～7.9
衿半天	中～下	976.00	325.33	40	6.8～9.3
男女帯取合	下々	1380.00	460.00	(90筋)	5.0～5.1
袴	中～下	608.00	202.66	(20具)	9.3～10.9
メ手縫	中～下中	822.60	274.20	(包8つ)120	
小計		21346.20	6715.74	725	9.26
紺織解		1228.40	409.46	40	10.1～10.3
浅黄解	下	1563.00	521.00	100	5.1～5.3
解	下	2338.80	779.60	140	5.2～5.7
小計		5130.20	1710.06	280	6.10
合計		26476.40	8425.80	1005	8.38

<注>弘化2年5月、同年6月の表屋庄左衛門「印古手仕切帳」より作成。正味銀高とは札合銀高を3で除した数である。

同じく銀五匁が一〇・五匁、布段皮も銀一・六匁が二・三匁というようにおよそ二倍近くに値上がりしている。

次いで解き物の売上傾向をみると、3・4表共に一般的な「解」が多い。それに紺解と浅黄解といった染め物の「解」類が続く。売上銀高は「解」が八〇〇匁前後、染め物類が四〇〇〇六〇〇匁前後であり、年度による差はあまりない。値上率も、たとえば浅黄解の下一枚が銀三匁から同五匁一分に値上がりしているように、前の古手と大体同値向にある。

以上のような表屋による古手類の売上傾向を、値上率が需要度に対応するものとして、整理してみると、古手類は必ずしも良質のものが好まれるとは限らず、逆に多少品質が落ちても安価な品の需要度が高かつたことになる。

表屋の古手業は、以上のような売上傾向を示しつつ、文政一三年（一八三〇）には売上正味銀高約七貫九〇〇匁、弘化二年（一八四五）に

は、同じく銀約八貫四〇〇匁、すなわち大体年間銀八貫匁前後、の売上銀高であったことが確認できる。

最後にこの売上銀高を奈良屋権兵衛のそれと比較してみよう。文政一二年六月二三日付けで奈良屋が二藤部宛てた「仕切覚」によると、古手類は、四分、四三箇、この正味銀高一五貫四七三匁七分と四仙分、九箇、同五貫六一八匁一分、合計五二箇、同二一貫九一匁八分とある。その他に毛綿・切手拭・小倉袴地・新坂根茶・同薄緑茶等を合わせた仕切高として正味銀八三〇匁八分が計上されている。これをみると、奈良屋の二藤部に対する古手類の年間売上銀高は、前に示した表屋のそれの約二・六倍もあり、その他にも奈良屋は毛綿等古手類以外の商品も扱っていたことがわかる。奈良屋は姫路藩木綿専売制にも関わる城下町の有力な木綿問屋であり、古手業を專業としていた表屋とは経営規模が異なっていたようである。だが前に示した表2をみると、ほぼ同時期の表屋は、年により若干の差はあるものの、近江商人中井家仙台店に対して年間およそ銀一〇貫匁前後の古手類を販売している。従つて表屋の近江商人との関係を加味したうえでないと、奈良屋と表屋の経営規模等を単純に比較はできない。指摘できることは、両者の古手類販売競争は、主として奈良屋が播州の「綿厚く地姓（性）宣敷品」の取引に重点を置いていたのに対し、表屋は、近江商人の買次ぎに依存し、品質にこだわらず、歩引き取引をもつてこれに対抗していたことである。

おわりに

小稿は、城下町姫路の古手業表屋庄左衛門が、古手類を羽州といった遠隔地へ販売した際の特徴を、同じ城下町の特權的な国産木綿問屋奈良屋権兵衛の古手類取引と比較しながら究明した。残された課題は、表屋と近江商人との関係の追究と、羽州地方の庶民がこれらの古手類をどのようにして入手したのか、という問題であるが、後者の問題は二藤部家文書中の「店方大福帳」等を分析すれば明らかになる筈であり、他日を期したい。

- (1) 注
近世の古着と古着屋については、岩田浩太郎「都市経済の転換」・吉田伸之「表店と裏店」（共に『日本の近世』9、中央公論社、一九九二年発行の二八〇～八一と三二六～三三八ページ）に江戸の事例が報告されており、参考になる。
- (2) 前川憲司家蔵那波家文書（『姫路市史』十一巻上に収録）。
- (3) 大久保敏郎家蔵那波家文書（『姫路市史』十一巻上に収録）。
- (4) 株仲間名前帳前書卷二（『大阪市史』第五、六九五ページ）。
- (5) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』（雄山閣、一九六五）一一七～一〇ページ。佐藤誠朗『近江商人幕末・維新見聞録』（三省堂、一九九〇）三四〇・三五五・三六三ページ。拙稿「近世後期における播州古手類の流通形態」（関西学院大学産研叢書一九『物流史の研究－近世近代の物流の諸面』）御茶の水書房、一九九五に収録）等参照。なお近世古手類に関する研究史上の問題点については右の拙稿で述べたので小稿では繰り返さない。
- (6) 山形大学附属図書館所蔵。以下とくに断りのない史料はすべてこの二藤部家文書からの引用であり、それらは『姫路市史』編さん過程で収集されたものである。
- (7) 「文政十三（貢）二月より姫路表屋庄左衛門殿江文通控、二藤部兵右衛門」中の二月二八日付けの書状に「今般分家藤屋兵藏当秋より古手商内支度段相願候ニ付、同商売ニ者候得共任望聞済遣候處、貴家様へ注文御頼申上度添致候様是又相願候」とあり、さらに右の史料中みえる四月一二日付けの書状（この書状の年次は控えた順番から判断して、天保二年と思われる。）には「藤屋兵藏店開之儀不景氣故見合候得共少々仕入もの茂有之ニ付、三月十一日より店開仕候」とある。これらによれば、二藤部兵右衛門は、分家の藤屋兵藏が文政一三年（天保元年）の秋より古手商内を始める事を認めていたが、藤屋が実際に開店したのは翌天保二年三月一日であったことと、分家が初めて商品を注文する際には本家の添状（信用）が必要であったことがわかる。
- (8) 『山形市史』中巻、近世編（山形市、一九七一）五八三～四ページの説明を参考にして原物を確認した。
- (9) この嘆願書は「本町・綿町・元塙町旧記丁格録」（姫路市、穂積正樹文書。『姫路市史』十一巻上に収録）という冊子の中に收められている。この冊子は、幕末期の編集物であり、本町を含む右の三町を姫路町の頭丁として取立て欲しい旨の願書類をまとめたものである。

『姫路市史』第三巻の付図である『姫路城下諸町絵図集』にカラーの写真版とその解説図が収められている。

(11) 注(6)に記した江頭恒治氏の著書二一八ページ参照。

(12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) 五個荘商人については『五個荘町史』第二巻（五個荘町役場、一九九四）六章二節参照。
天保・弘化期（一九世紀半ば）当時、五個荘川並に塚本姓の商人は、市右衛門・久右衛門・茂右衛門の三名であり（前注に記した『五個荘町史』中の表64による）、源右衛門は見あたらないが、おそらく右の三名の関係者であろう。

穂積勝次郎『姫路藩編業経済史の研究』（自費出版、一九七一）九〇～九八ページ参照。

注(6)に記した拙稿参照。

この仕切帳に記されている印の商標は、本家二藤部の商標である印から推して、多分、分家の藤屋のものと思われる。つまりこの仕切帳は、二藤部が藤屋分として仕入れた古手類に対する表屋の請求銀高等を記したものである。分家の藤屋はまだ本家の信用に依存した取引しかできなかつたのである。

弘化二年の帳面は五月付けと六月付けの二冊ある。いずれも表題は「印十印古手仕切帳」とあり、差出人は姫路表屋庄左衛門となつてゐるが、宛名は五月付けの方は、最上山形佐藤利兵衛殿とあり、六月付けのは、この佐藤と最上大石田二藤部兵右衛門殿の連名になつてゐる。佐藤利兵衛とは城下町山形の有力な紅花商人であり、屋号は大屋、商標は「十」である（今田信一『最上紅花の研究』井揚書店、一九七二、二三〇ページ）。横山昭男『近世地域史の諸相』下、中央書院、一九九五、一五八～六二ページ参照）。二冊の帳面とも二藤部家に残されていることから考えて、実際には二藤部が、五月付けの帳面では佐藤家の分の、六月付けの方では自家分のそれぞれの古手類を、表屋から仕入れたものと考えられる。ここでは前の注(7)の場合と異なつて、一藤部が城下町山形の豪商の信用を背景として表屋と取引をしていたのである。このように近世後期においても城下町有力商人の信用を前提にして、姫路のような遠隔地商人との取引は成り立つており、この点は近世後期の幕藩制的流通構造の性格に關わる重要な論点である（横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態」山形歴史学会編『歴史の研究』一四号参照）。

(19) こうした商品相場の動向は他の商品にもみられる。たとえば大坂における河内木綿の一反当りの相場は、天保元年は銀六・三匁前後だが、弘化二年は銀八・六匁に値上がりしている（三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』増補改訂、東京大学出版会、一九八九、参照）。